

資料編

I 様式集

II 計画関係資料

目 次

I 様式集

1. 被害報告基準.....	様式 - 1
2. 即報基準.....	様式 - 4
3. 直接報告・即報基準.....	様式 - 7
4. 火災・災害等即報要領様式.....	様式 - 8
5. 災害年報.....	様式 - 14
6. 奈良県被害状況報告様式.....	様式 - 16
7. 県小災害救助内規受領書.....	様式 - 20
8. 県小災害救助内規救助実施報告書.....	様式 - 20
9. 県小災害救助内規救助物資配分表.....	様式 - 21
10. 奈良地方気象台が発表する気象予警報等の種類及び発表基準.....	様式 - 22
11. 奈良県注意報・警報細分区域図.....	様式 - 24
12. 気象庁による震度階級関連解説表.....	様式 - 25
13. 水防信号.....	様式 - 28
14. 公用負担の権限委任証明書.....	様式 - 29
15. 公用負担の証票.....	様式 - 29
16. 水防実施状況報告書.....	様式 - 30
17. 自衛隊の派遣要請及び撤収要請.....	様式 - 33
18. 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出申請.....	様式 - 34
19. 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認申出書.....	様式 - 36
20. 被災者生活再建支援法の概要.....	様式 - 38
21. 消防相互応援協定.....	様式 - 39
22. 奈良県消防広域相互応援協定.....	様式 - 43
23. 奈良県防災ヘリコプター支援協定.....	様式 - 45
24. 奈良県水道災害相互応援に関する協定.....	様式 - 47

II 計画関係資料

1. 奈良県付近の活断層の状況	資料 - 1
2. 奈良県の地震被害想定	資料 - 3
3. 葛城市の被害想定結果（第2次奈良県地震被害想定調査・平成16年）	資料 - 15
4. 水防警報指定河川	資料 - 20
5. 水防警報指定河川以外の河川	資料 - 20
6. 雨量観測所（国土交通省）	資料 - 21
7. 気象観測所（奈良地方气象台）	資料 - 22
8. 井堰・樋門	資料 - 22
9. 老朽ため池	資料 - 23
10. 防災倉庫	資料 - 24
11. 水防資材備蓄状況	資料 - 24
12. 土砂災害（特別）警戒区域	資料 - 25
13. 土石流危険渓流	資料 - 26
14. 急傾斜地崩壊危険箇所	資料 - 27
15. 山地災害危険地区	資料 - 27
16. 危険物規制対象物（完成検査済証交付施設数）	資料 - 28
17. 防火管理者の選任を要する防火対象物	資料 - 28
18. 高圧ガス第一種製造者等	資料 - 28
19. 火薬類製造業者	資料 - 29
20. 消防自動車・施設及び消防団員数	資料 - 29
21. ヘリコプター活動計画資料	資料 - 29
22. 応援給水用機械器具等の保有状況	資料 - 30
23. 医療品卸売業者	資料 - 30
24. 国指定重要文化財建造物設置防災施設	資料 - 31
25. 災害時応援協定団体・緊急物資供給協力企業等	資料 - 31
26. 避難場所・避難所	資料 - 35
27. 福祉避難所	資料 - 41
28. 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	資料 - 42
29. 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設	資料 - 42

I 様式集

1. 被害報告基準

被害報告基準

「4. 火災・災害等即報要領様式（第4号様式：災害概況即報、被害状況即報・災害確定報告）」、「5. 災害年報」の用語の定義（基準）。「災害報告取扱要領」により定められている。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 〔重傷者〕 〔軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので、
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので、
	一部破損	破損の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害をうけたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、寺社、仏閣は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

被害項目		報告基準	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。	
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		

被害項目		報告基準
その他の被害	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震による被害の場合のみ報告する。
被害額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

2. 即報基準

(1) 災害即報

1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの。
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

2) 個別基準

次の災害については1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的災害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

3) 社会的影響基準

- 1) 一般基準、2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

(2) 火災等即報

1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの。
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの。
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館および国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災

- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他の特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員および消防団員の消火活動等に伴う重大事故

3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

（４）武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

3. 直接報告・即報基準

直接即報基準（震災）

地震が発生し、市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）及び、2.の（1）の2）のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたものについては、県防災統括室に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

直接報告基準（その他の災害）

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県防災統括室に加え、直接消防庁に対しても報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
2.の（2）の2）のアの（ウ）に同じ
- (2) 危険物等に係る事故
ア 2.の（2）の2）のイの（ア）、（イ）に同じ
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの
ウ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
（ア）河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等
2.の（2）の2）のウに同じ
- (4) ホテル、病院において発生した火災
- (5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

2.の（4）の（1）、（2）に同じ

4. 火災・災害等即報要領様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者 重症 人 中等症 人 軽傷 人	死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他()		物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急・救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人数	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消防団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
		その他	人		
災害対策本の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重 傷 人(人) 中等症 人(人) 軽 傷 人(人)		
	不 明 人			
救助部隊の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対応													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報・災害確定報告）

市町村名			区分		被害				
災害名報告 番号	災害名		第	報	田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)					冠水	ha		
報告者名			畑			流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
					そ の 他	文教設備	箇所		
						病院	箇所		
区分			被害			道路	箇所		
人的 被害	死者	人				橋りょう	箇所		
	行方不明者	人				河川	箇所		
	負傷者	重傷	人			港湾	箇所		
		軽傷	人			砂防	箇所		
住家 被害	全壊	棟				清掃施設	箇所		
		世帯				崖くずれ	箇所		
		人				鉄道不通	箇所		
	半壊	棟				被害船舶	隻		
		世帯				水道	戸		
		人				電話	回線		
	一部破損	棟				電気	戸		
		世帯				ガス	戸		
		人				ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟			り災世帯数		世帯			
	世帯			り災者数	人				
	人								
非住家	公共の建物	棟			火災発生	建物	件		
	その他	棟				危険物	件		
						その他	件		

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	計	団体	
公立文教設備	千円							市町村
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円				適用市町村名			
小 計	千円							
そ の 他	農業被害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円			119 番通報件数	件			
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣						その他	

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）

5. 災害年報

第3号様式 災害年報

市町村名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	h a						
		冠水	h a						
	畑	流失・埋没	h a						
		冠水	h a						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								

市町村名

発生年月日		災害名					計
区分							
電 話	回線						
電 気	戸						
ガ ス	戸						
そ の 他	ブロック塀等	箇所					
火 災 発 生	建 物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
	り災世帯数	世帯					
	り災者数	人					
	公立文教施設	千円	()	()	()	()	()
	農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()
	公共土木施設	千円	()	()	()	()	()
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()
	小 計	千円	()	()	()	()	()
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
	被害総額	千円					
市町村 災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	消防職員出動延人数						
	消防団員出動延人数						

6. 奈良県被害状況報告様式

被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

市町村名 <small>(消防(局)本部名)</small>		被害情報の 有 無 (いずれか に○を)	有 り ・ 無 し	◎被害情報がない場合も必ず報告してください。 ◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。
課(室)名				
報告者名				
第 報 (月 日 時 分現在)				

1 被害の状況 (被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区 分	件 数	摘 要		
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
地震の場合のみ 火災被害	建物	件		
	危険物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況 (該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況 (災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください)

名 称	設置	月	日	時	分
	廃止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所 (地区名)	年齢	性別	被災状況
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折

(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地 (地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の中で、屋根の一部がめくれあがった

(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道 〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中

(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	規模 (幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

別紙2-1 避難の状況

市町村名

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数
世帯	人 …①

2 避難先（各避難所の状況）※避難者の有無にかかわらず、**開設済みの避難所は全て記入してください。**

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
か所			…②

※ ①と②は一致

別紙 2 - 2 避難指示等の発令状況

市町村名：

月 日 時 分現在

1 避難指示

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
〇〇町〇丁目	15	55	〇日 15:00	
計				

(記入例)

2 避難勧告

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

3 避難準備情報

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

7. 県小災害救助内規受領書

県小災害救助内規 様式第1号

奈良県知事	様	年	月	番号 日
				印
				市町村長
				印
				受領書
				記
				災害における罹災者
				救助物資として下記のとおり受領しました。
				年 月 日発生
				記
				備考
				数量
				物資の種類

8. 県小災害救助内規救助実施報告書

県小災害救助内規 様式第2号

奈良県知事	様	年	月	番号 日
				印
				市町村長
				印
				救助実施報告書
				号をもって送付願った救助物資を
				別添のとおり配分したので報告します。
				日付け社福第
				年 月

9. 県小災害救助内規救助物資配分表

県小災害救助内 規様式第2号の1

救助物資配分表

市町村長

番号	住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	内 訳									物資給与の品名			物資給与の数量			備 考 (給与 月 日)
				大 人			中学生以上			小学生以下			毛布			毛布			
				男	女	計	男	女	計	男	女	計							
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
		全壊 世帯	人																
		半壊 世帯	人																
		合計 世帯	人																

10. 奈良地方気象台が発表する気象予警報等の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

平成 26 年 10 月 9 日現在
発表官署 奈良地方気象台

葛城市	府県予報区	奈良県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	北西部			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 60mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	127	
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 60mm	
			流域雨量指数基準	葛城川流域=11	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 20cm	
			山地	24 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
洪水			土壌雨量指数基準	101	
			雨量基準	1 時間雨量 40mm	
			流域雨量指数基準	葛城川流域=6	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
強風		平均風速	12m/s		
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 5cm	
			山地	24 時間降雪の深さ 10cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	100m		
乾燥		最小湿度 40% で実効湿度 65%			
なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃ 以上又はかなりの降雨 ^{*1}			
低温		最低気温 -5℃ 以下 ^{*2}			
霜		4 月以降の晩霜			
着氷					
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm		

*1 気温は奈良地方気象台の値。

*2 気温は奈良地方気象台の値。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

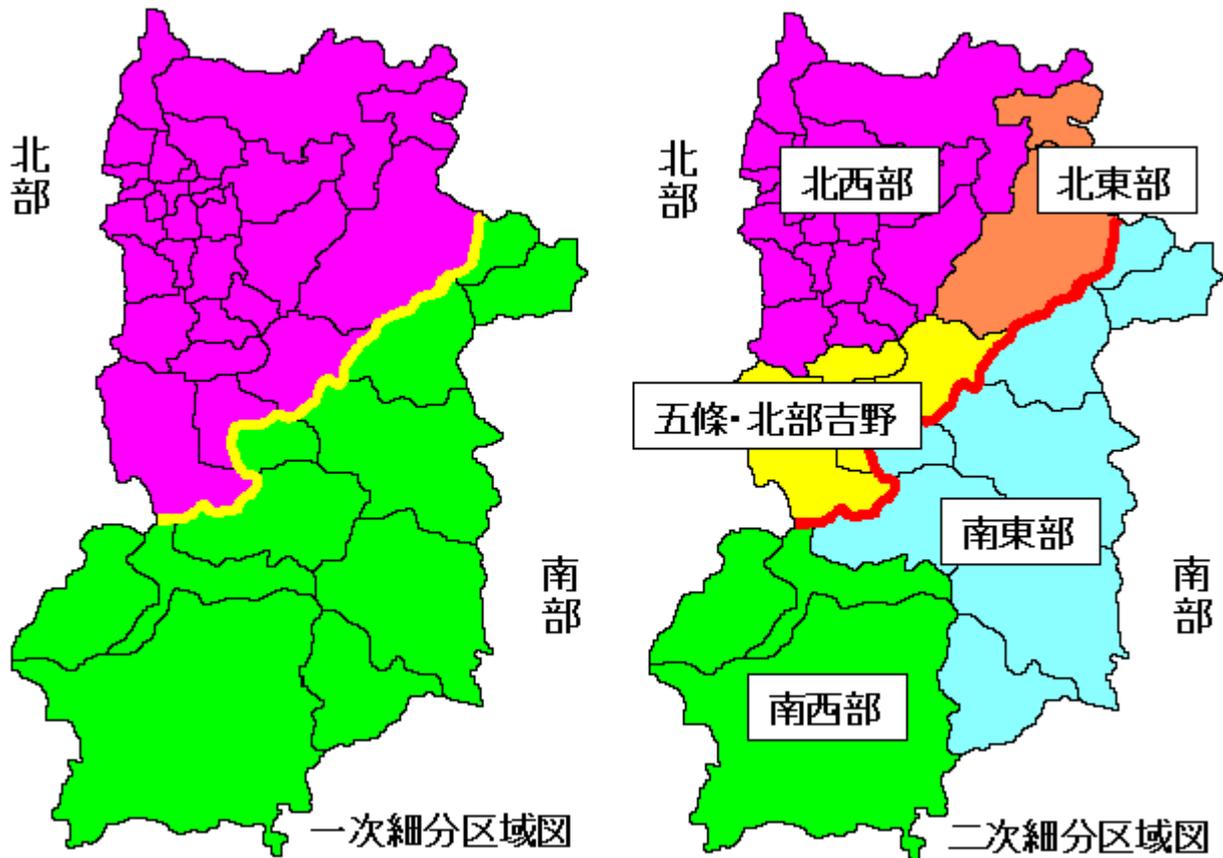
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(※) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

11. 奈良県注意報・警報細分区域図



県	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村
奈良県	北部	北西部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、 生駒郡(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)、磯城郡(川西町、三宅町、田原本町)、 高市郡(高取町、明日香村)、北葛城郡(上牧町、王寺町、広陵町、河合町)
		北東部	宇陀市、山辺郡(山添村)
		五條・北部吉野	五條市(大塔村を除く)、 吉野郡(吉野町、大淀町、下市町)
	南部	南東部	宇陀郡(曾爾村、御杖村)、 吉野郡(黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)
		南西部	五條市(大塔村に限る)、 吉野郡(野迫川村、十津川村)

12. 気象庁による震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(平成 21 年 3 月 31 日制定)

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

13. 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

		警鐘信号	サイレン信号	
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○—— 休止 約15秒	約5秒 ○—— 休止 約15秒
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 ○—— 休止 約6秒	約5秒 ○—— 休止 約6秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○—— 休止 約5秒	約10秒 ○—— 休止 約5秒
第4信号	居住者避難	乱 打	約1秒 ○—— 休止 約5秒	約1秒 ○—— 休止 約5秒

1. 信号は、適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。
4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第1信号 水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資器材及び水樋門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。

第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

16. 水防実施状況報告書

第1号様式 水防実施状況報告書 (水防実施箇所毎に作成する) 報告年月日 平成 年 月 日 作成責任者名				
水防管理団体名		指定非指定の別		
水防実施時の台風の名称又は豪雨の種別				
水防実施箇所		川 岸 町字 番地		
水防実施日時		自 月 日 時 分～至 月 日 時 分		
水防作業の概況及び工法				
被災概況				
被災原因				
当箇所が原因の被害	堤防他河川施設被害			
	人的被害		農業施設被害	
	死者	負傷者	行方不明者	田 畑
	人	人	人	流失埋没 ha ha 冠水 ha ha
	家屋被害		その他	
	床下浸水	床上浸水	一部損壊	全壊
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
出動人員	消防団員		水防管理団体の職員	
	消防職員		その他職員	
	人	人	人	住民 警察
	自衛隊	他の水防管理団体の応援	県職員	その他 計
人	人	人	人 人	
現場指揮者の職・氏名				

所要経費	使用資材費	主要資材費 () 円	主要資材	品名	数量	金額	
		その他資材費 () 円			袋	() 袋	() 円
		小計 () 円			杭	() 本	() 円
		機械等借料 円			縄	() 巻	() 円
		食糧費 円			土砂類	() m ³	() 円
		出動手当等 円					円
		その他 円					円
		計 () 円					円
	* () 内は、県よりの貸与分を記入する(外数とする。)						
応援状況 (他の団体、警察、自衛隊)							
居住者活動状況							
立退きの状況、指示の理由							
水防功労者及びその功績概要							
水防従事者の死傷者、その原因、手当							
公用負担の状況及び理由							

被災写真、水防作業写真及び水防箇所、浸水区域を表示した管内図(1枚に全箇所を表示のこと)を添付のこと。

第2号様式 奈良県水防実施状況報告書（総括表）						
報告年月日 平成 年 月 日 印 作成責任者						
土木事務所名 (又は水防管理団体名)						
報告のあった 水防管理団体 とその水防実 施箇所数	水防管理団体名	箇所数	水防管理団体名	箇所数	水防管理団体名	箇所数
水防実施日時						
作業概況						
増水の概況						
水防箇所関係被害	人的被害			農業施設被害		
	死者	負傷者	行方不明者	田	畑	
	人	人	人			
				流失埋没	ha	ha
				浸水	ha	ha
	家屋被害				その他被害概要	
	床下浸水	床上浸水	一部損壊	全壊		
	棟	棟	棟	棟		
	世帯	世帯	世帯	世帯		

出動人員	消防団長	水防管理団体の職員		住 民	警 察	
		消防職員	その他職員			
	人	人	人	人	人	
	自衛隊	他の水防管理他の団体の応援	県職員	その他	計	
	人	人	人	人	人	
		水防管理団体提出分			県 分	
		自己調達分	県貸与分			
所要経費	使用 資材 費	主要資材費	円	円	円	
		その他資材費	円	円	円	
		小 計	円	円	円	
		機械等損料	円	円	円	
		食 糧 費	円	円	円	
		出勤手当等	円	円	円	
		そ の 他	円	円	円	
		計	円	円	円	
		水防管理団体提出分			県 分	
		自己調達分	県貸与分			
主要 資材 内訳	主要 資材	袋	袋	円	袋	円
		杭	本	円	本	円
		縄	巻	円	巻	円
		土砂	m ³	円	m ³	円
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
その他 資材			円		円	
			円		円	

被災写真、水防作業写真及び水防箇所、浸水区域を表示した図面をそれぞれ1部ずつ添付のこと。

第3号様式

(水防管理団体 (市町村) 用)

(自 年 月 日)
(至 年 月 日)

(一四半期用)

市町村名 ()

区 分	水防活動	活 動 費							備 考	
	活動延人数	使用資材費			機械等 借 料	食糧費	出 勤 手当等	その他		計
		主要資材	その他資材	小 計						
前 回 迄		円 ()	円	円	円 ()	円	円	円	円	
月分		()			()					
月分		()			()					
月分		()			()					
一四半期計		()			()					
累 計		()			()					

注 期間中において、水防活動を行わない場合も、その旨報告する。

17. 自衛隊の派遣要請及び撤収要請

(1) 派遣要請

	消 第	号
	年 月	日
陸上自衛隊第4施設団長殿（陸上自衛隊の場合） 航空自衛隊奈良基地司令殿（航空自衛隊の場合）		
	奈良県知事名 ㊟	
自衛隊災害派遣について（要請）		
自衛隊法第83条により下記のとおり災害派遣を要請します。		
記		
1. 災害の状況および派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域および活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

(2) 撤収要請

	消 第	号
	年 月	日
陸上自衛隊第4施設団長殿（陸上自衛隊の場合） 航空自衛隊奈良基地司令殿（航空自衛隊の場合）		
	奈良県知事名 ㊟	
自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）		
自衛隊法第83条により災害派遣要請をしましたが、応急作業が一応終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。		
記		
1. 撤収要請日時		
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容		
3. その他参考となるべき事項		

18. 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出申請

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。		
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

19. 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認申出書

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;">奈良県公安委員会 殿</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申出者住所 (電話) 氏 名 ㊟ </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話 () —
	氏名	
出 発 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

災 害 応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

規制除外車両確認申出書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申出者住所
(電話)
氏 名



番号標に表示され
ている番号

車両の用途（緊急
輸送を行う車両に
あつては、輸送人
員又は品名）

使用者

住所

電話 () —

氏名

出 発 地

(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

20. 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています（法第1条）。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなっています（法第2条第1号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）

(3) 支援金の支給対象

上記(2)に該当する自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）が支援金支給の対象となります。

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3) ①に該当	解体 (3) ②に該当	長期避難 (3) ③に該当	大規模半壊 (3) ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

(5) 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。

	①基礎支援金	②加算支援金
申請時の添付書面	り災証明書、住民票等	契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	災害発生日から13月以内	災害発生日から37月以内

21. 消防相互応援協定

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定書

協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は18通を作成し、それぞれの関係市町村長、管理者において各1通を保管する。

平成26年4月1日

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災に係る消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防ぎよのため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域に係るものを除く。

（1）消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は、一隊を派遣するものとする。

（2）要請があった場合は、特別の事由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。

（3）前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

（1）受援側の消防機関の長が指揮するものとする。

（2）指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

（1）応援側において負担するもの

ア 応援隊員の災害補償費及び消防費じゅつ金

イ 応援隊員の応援出場から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

（2）受援側において負担するもの

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

2 前各号以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議のうえ、決定するものとする。
(この協定定めない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等において協議の
うえ、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。

2 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定（平成16年締結）は、廃止する。

阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定書

協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき大阪府柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県香芝市、葛城市及び奈良県広域消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は8通を作成し、それぞれの関係市町長、管理者において各1通を保管する。

平成26年4月1日

阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県香芝市、葛城市及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町等」という。）との林野火災にかかる消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町等は、境界を接する林野火災の防御のため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域にかかるものを除く。

- （1）消防機関が、把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は一隊を派遣するものとする。
- （2）要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- （3）前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と派遣側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- （1）受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- （2）指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

- （1）応援側において負担するもの

ア 応援隊員の災害補償費並びに消防賞じゅつ金

イ 応援隊員の応援出動から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

- （2）受援側において負担するもの

ア 消火に要した薬剤等の実費

- イ 前号オに定める破損の程度を越える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。
 - ウ 建築物、工作物又は土地等に対する補償費
 - エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費
- 2 前各号以外の経費の負担区分については、関係市町等が協議のうえ決定するものとする。

(この協定に定めない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、関係市町等において協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定書（平成16年締結）は廃止する。

22. 奈良県消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害が発生した場合における奈良県内（以下「県下」という。）の消防広域相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定団体)

第2条 この協定は、県下の消防本部を設置している市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定団体」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次の各号に掲げる災害で、協定団体のうちで災害の発生した団体の消防力及び当該団体と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても防ぎよ又は救助等が困難なものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする災害等

(応援の要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した団体（以下「要請団体」という。）の長が他の協定団体の長に対して行うものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、応援の要請を待ついとまがないと認められる場合に応援出動したときは、応援要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、その旨を要請団体の長に速やかに通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、次の場合をいう。

- (1) 応援団体において大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) 他の応援協定等により応援出動している場合
- (3) その他やむを得ない事情がある場合

(応援隊の指揮)

第6条 要請団体における応援隊の指揮は、要請団体の長が応援隊の長に対して行うものとする。

(費用負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 応援のために要した経常的な経費は、応援団体の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、要請団体の負担とする。

(2) 要請団体の指揮下（応援隊の長が、現場到着の旨の報告を行った時から現場引き揚げの旨の報告を行った時までをいう。）における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等並びに第三者に対する損害賠償費及び損失補償費は、要請団体の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定団体は、この協定の効率的な運用を図るために必要な消防情報等を相互に提供し、又は通知するものとする。

(協定団体以外への応援)

第9条 協定団体は、消防本部を置かない村又は他の都道府県において第3条に定める災害が発生し、消防の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。

(消防広域応援基本計画)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項については、協定団体の消防長が奈良県と協議して定める奈良県消防広域応援基本計画において定めるものとする。

(委任)

第11条 その他この協定の実施について必要な事項は、協定団体の消防長間で協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第12条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定団体が協議の上、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年5月7日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書13通作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 8 年 5 月 7 日

23. 奈良県防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、奈良県内の市町村（消防の一部事務組合を構成する市町村にあっては当該組合をいう。以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法第18条の3の規定に基づき、奈良県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの支援を求めることができる地域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、市町村等の区域内で災害が発生した場合に、当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するときに、奈良県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、奈良県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材等の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発生後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町村等と前条に定める通常の手続きが取れない場合については、市町村長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する防災ヘリ等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するとともに、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の活動は、発災市町村等の消防機関と密接な連携を図りながら行うものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、奈良県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、奈良県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成16年4月1日から実施する。

2 本協定の実施に伴い奈良県防災ヘリコプター応援協定は廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成16年4月1日

24. 奈良県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

2. この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また、奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。
3. 前項に規定する代表市町村は、保健所在置の市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は2年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第2条第2項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。
3. 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。
4. この協定に基づく応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。
5. とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。
 - (1) 水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（様式-1）
 - (2) 緊急時連絡先（様式-1）
 - (3) 緊急物資及び資機材等の保有状況（様式-2）
 - (4) 応援可能職員者数（様式-3）
 - (5) 災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項上記の資料のとりまとめは毎年5月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

(水道災害対策本部)

第4条 水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
 - (2) 応急給水作業
 - (3) 応急復旧工事
 - (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
 - (5) 工事業者のあっ旋
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
2. 応援活動の調整は、対策本部において行う。

(応援の要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県支部長に必要な措置を要請するものとする。

2. 前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
3. 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
4. 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
5. 他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。

(様式-4)

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2. 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(訓練)

第9条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- (2) 法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。
- (3) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。
- (4) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応急治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。

(5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。

(6) 応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これによりかたい場合は、その都度調整を図る。

(7) 応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

(ア) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(イ) 車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

(ウ) 機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額
被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

2. 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。